

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】令和6年2月7日(2024.2.7)

【公開番号】特開2022-144970(P2022-144970A)
 【公開日】令和4年10月3日(2022.10.3)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-181
 【出願番号】特願2021-46194(P2021-46194)
 【国際特許分類】

E 0 3 C 1/18(2006.01)

A 4 7 B 77/00(2006.01)

10

【F I】

E 0 3 C 1/18

A 4 7 B 77/00

【手続補正書】

【提出日】令和6年1月30日(2024.1.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底部及び側壁部を有し、上方に開口する内部空間が形成されたシンク本体と、
 収納ラックを着脱可能に取り付けるためのバーを有する固定部材と、
 を備え、

前記固定部材は、

前記側壁部から前記内部空間に突出する複数のピンと、

複数の前記ピンに対してそれぞれ着脱可能な状態で、複数の前記ピンにより支持され
 る前記バーと、

30

を有し、

複数の前記ピンにより前記バーが支持された状態において、前記バーの上端は少なくとも
 1つの前記ピンの上端よりも上方に突出する、
 シンク。

【請求項2】

前記ピンは、

前記側壁部に固定されるベース部と、

前記バーを取り付けるバー取付部と、

を有し、

40

前記バー取付部は、前記ベース部に着脱可能に取り付けられる、
 請求項1に記載のシンク。

【請求項3】

前記ピンの天面は、前記内部空間から前記側壁部に向かうにつれて下向きに傾斜する、
 請求項1又は請求項2に記載のシンク。

【請求項4】

前記側壁部は、

前記側壁部の左側部分及び右側部分のうち的一方である第1壁部と、

前記側壁部の奥側部分である第2壁部と、を有し、

複数の前記ピンは、

50

前記第 1 壁部から突出する第 1 ピンと、
前記第 2 壁部から突出する第 2 ピンと、を有し、
前記バーは、
前記第 1 ピンに支持された状態において前記第 1 壁部に対向する第 1 部分と、
前記第 2 ピンに支持された状態において前記第 2 壁部に対向する第 2 部分と、
前記第 1 部分と前記第 2 部分との間に介在する屈曲部と、を有する、
請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載のシンク。

【請求項 5】

前記側壁部は、前記側壁部の左側部分及び右側部分のうち他方である第 3 壁部を有し、
水栓を取り付けるための水栓取付部から前記第 1 壁部までの左右方向の距離は、前記水栓取付部から前記第 3 壁部までの左右方向の距離よりも長い、
請求項 4 に記載のシンク。

10

【請求項 6】

前記第 1 部分に着脱可能に取り付けられる前記収納ラックをさらに備え、
前記収納ラックの前後方向の幅は、前記第 1 壁部の前後方向の幅よりも小さい、
請求項 4 又は請求項 5 に記載のシンク。

【請求項 7】

キャビネット部と、
前記キャビネット部の上部を閉塞する天板と、
前記天板に設けられた請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載のシンクと、
を備える調理台。

20

30

40

50